

入札公告

橋本市立小中学校照明器具整備工事の入札について、事後審査型制限付一般競争入札（電子入札）を行うので次のとおり公告する。

令和7年5月29日

橋本市長 平木哲朗

1 入札に付する工事の概要

(1) 工事年度・番号等	令和6年度（繰） 第122号 公告第6号
(2) 工事名	橋本市立小中学校照明器具整備工事
(3) 工事場所	橋本市 三石台・市脇・あやの台 地内
(4) 工期	契約締結日の翌日から令和8年1月16日まで
(5) 工事概要	紀見北中学校 1式 （照明器具取替：校舎906台、屋内運動場53台、外部65台） 橋本小学校 1式 （照明器具取替：校舎431台、外部27台） あやの台小学校 1式 （照明器具取替：校舎524台、屋内運動場73台、外部36台） 三石小学校 1式 （照明器具取替：校舎453台、屋内運動場62台、外部44台）
(6) 予定価格	113,300,000円（124,630,000円）（ ）内税込み
(7) 調査基準価格	104,236,000円（114,659,600円）（ ）内税込み
(8) 施工形態	単体企業
(9) 低入札価格調査制度	本工事は、低入札価格調査対象工事である
(10) 入札保証金	免除
(11) 支払条件	前払金・中間前払金 有 部分払 有
(12) 契約の保証	要
(13) 議会の議決	不要
(14) 建設リサイクル対象工事の有無	有
(15) 契約条項を示す場所	橋本市総務部総務課

2 入札に参加する者に必要な資格

入札日において次に掲げる要件をすべて満足する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法に基づく電気工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 橋本市建設工事及び委託業務請負業者入札参加資格要綱（平成18年橋本市告示第155号）に規定する令和7年度入札参加有資格業者登録名簿に登録されていること。
- (4) 橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準（平成18年橋本市告示第271号）及び和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 橋本市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年橋本市告示第169号）に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- (6) 対象工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者は、次の要件を全て満たす者を適正に配置できること。なお、現場代理人は、主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。また、営業所の専任技術者は本工事の技術者と兼務できない。
現場代理人、主任技術者又は監理技術者は受注者と3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (7) この工事に係る設計業務及び監理業務の受注者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 有資格業者登録名簿に「市内業者」で登録されている者にあつては、電気工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
有資格業者登録名簿に「市外業者」で登録されている者にあつては、入札日現在で、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の電気工事の総合評定値が、800点以上の者であり、かつ和歌山県内に建設業許可の主たる営業所を有している者であること。

3 入札参加手続等

本入札は原則、電子入札システムによる入札（以下、電子入札という。）のみとするが、やむを得ない場合は郵送による入札（以下、紙入札という。）をすることができる。

入札書及び関係書類の提出については、橋本市建設工事事後審査型制限付一般競争入札実施要領（平成19年橋本市告示第73号。以下「事後審査型制限付入札実施要領」という。）及び橋本市建設工事制限付一般競争入札実施要綱（平成19年橋本市告示第72号。以下「制限付入札実施要綱」という。）の規定に基づき提出するものとする。

(1) 紙入札により参加する場合は、以下の期間内に紙入札参加届出書（様式第2号）を提出しなければならない。

- ア 紙入札参加届出期間 令和7年 5月29日（木）12時から
令和7年 6月19日（木）17時までとする。
- イ 申請方法 持参又は郵送（申請期間内必着）
郵送により申請を行う場合は、到着が確認できる方法（書留等）により送付すること。
- ウ 申請先 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号 橋本市 総務部
総務課 契約検査係（メールアドレス：somu@city.hashimoto.lg.jp）

(2) 紙入札の辞退について

紙入札参加届出書の提出後に入札を辞退することができる。

辞退する場合は、入札日までに入札辞退届（様式第3号）を提出すること。

入札辞退届は、電子メール及び書面（郵送又は持参）の両方で総務課に提出すること。

紙入札の届出を行った者が、入札を辞退せずに、入札書を提出しなかった場合は、入札の無断欠席として取り扱うので注意すること。

(3) 設計図書等の閲覧

- ア 閲覧期間 令和7年 5月29日（木）午前9時から
令和7年 6月20日（金）午後5時までとする。
- イ 閲覧方法 橋本市ホームページより取得（ダウンロード）するものとする。
（橋本市ホームページ：<http://www.city.hashimoto.lg.jp>）
なお、設計図書には閲覧パスワードを設定しているため、別紙1「令和6年度 公告第7号における設計図書閲覧パスワードの取得方法」に基づきパスワードを取得するものとする。

(4) 設計図書に対する質問及び回答

- ア 受付期間 令和7年 6月 2日（月）午前9時から
令和7年 6月 6日（金）午後4時まで
- イ 受付方法 質疑応答書（制限付入札実施要綱 様式第8号）を電子メール又は持参で提出するものとする。電子メールによる場合は電話にて受領確認を行うこと。
- ウ 受付場所 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
橋本市 教育委員会 教育総務課（メールアドレス：edusomu@city.hashimoto.lg.jp）
- エ 回答期間 令和7年 6月16日（月）午前9時から
令和7年 6月20日（金）午後5時まで

オ 回答方法 橋本市総務部総務課ホームページ (<http://www.city.hashimoto.lg.jp>)

(5) 現場説明は行わない。

4 入札等

(1) 入札日時及び場所

- ア 入札日時 令和7年 6月23日(月) 午前 9時00分から
- イ 入札場所 橋本市役所 北別館 入札室
- ウ 立会等 電子入札システムによる開札のため、立会は認めない。

(2) 入札書等の提出について

電子入札システム又は郵送により入札書受付期間内に提出するものとする。

ア 電子入札システムによる入札書の提出

入札書の提出時に以下のファイルを添付し、入札すること。

①工事費内訳書(事後審査型制限付入札実施要領 様式第2号)

イ 郵送による入札書の提出

別紙2「令和6年度 公告第7号における郵送による入札書の提出方法」に基づき入札書を提出するものとする。

①入札書(様式第1号)

②工事費内訳書(事後審査型制限付入札実施要領 様式第2号)

- ウ 入札書受付期間 令和7年 5月29日(木) [午前9時]から
令和7年 6月20日(金) [午後5時]までとする。

注: [] 内は電子入札の場合の受付期間

エ 電子入札システムの操作方法及びアドレス

電子入札システムの操作方法等、橋本市の電子入札に関することは、以下の橋本市電子入札システムポータルを参照すること。

橋本市電子入札システムポータル

(<https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/somubu/somu/keiyakukensa/denshinyusatsu/12624.html>)

電子入札システム

(<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/ebidmlit/jsp/common/dummy.jsp?name1=0620066006000680>)

(3) 入札書の無効について

制限付入札実施要綱第12条及び事後審査型制限付入札実施要領第26条に規定する入札は無効とする。

(4) 入札の失格について

事後審査型制限付入札実施要領第17条に規定する入札は失格とする。

(5) 公表

入札結果等の公表は、橋本市総務部総務課ホームページ (<http://www.city.hashimoto.lg.jp>) 及び入札情報公開システムに掲載するとともに、総務課に於いても閲覧により公表するものとする。

5 参加資格の審査等（事後審査）

（１）落札予定者となった場合、入札日の翌日の午後４時までに、下記書類及び資料等を、橋本市総務部総務課契約検査係へ提出しなければならない。

- ① 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（制限付入札実施要綱 様式第１号）
- ② 配置予定技術者等の資格・工事経歴書（制限付入札実施要綱 様式第３号）
２．（６）の資格者証の写し及び雇用関係がわかる書類（社会保険等の写し）を添付すること。
- ③ 営業所の専任技術者調書（制限付入札実施要綱 様式第４号）
- ④ 特定建設業の許可（証明）書の写し
- ⑤ その他必要な書類
・誓約書

（２）一度提出された提出書類の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

（３）その他事後審査に必要な事項については落札予定者に別途指示する。

6 落札者の決定方法

入札参加資格の審査の結果、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした落札予定者（橋本市低入札価格調査実施要綱（平成１９年橋本市告示第７４号。以下「低入札価格調査実施要綱」という。）に基づく失格判定基準に該当することとなった者を除く。）を落札者とする。

7 低入札価格調査

調査基準価格を下回る価格で入札した場合、低入札価格の調査方法、資料の提出及び当該調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。

（１）調査方法

ア 低入札価格調査実施要綱に基づき調査するものとする。

（２）資料の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 入札日の翌日の午後４時まで

イ 提出場所 橋本市 総務部 総務課 契約検査係

ウ 提出方法 持参により提出するものとする。なお、資料については、A４ファイル綴及び電子媒体（CD等）で各２部を提出するものとする。なお、電子媒体に格納するデータファイルについて、当市様式のファイル形式は変更しないこと。

（３）契約等について

ア 契約保証金の額を、契約金額の１０分の３以上納付するものとする。

イ 主任（監理）技術者の他に同等の要件を満たす専任の技術者の配置を求めることがある。

（４）その他

下請業者等を予定している場合には、必要に応じて下請予定業者、資材購入予定業者等へヒアリングを実施することがある。

ア 下請業者等の見積書において、資材単価、労務単価等が発注者の単価と比べて著しく低いと認められる場合など

8 その他

- (1) 入札までの間にやむを得ない事由のため、当該公告の入札執行の延期又は中止をすることがある。
- (2) この入札は、橋本市契約事務規則（平成18年橋本市規則第71号）、橋本市建設工事等電子入札実施要綱（令和4年橋本市告示第116号）、事後審査型制限付入札実施要領、制限付入札実施要綱、低入札価格調査実施要綱及びその他関係法令・例規等に準じ行うものとする。
- (3) 入札日から本契約の締結日までの間に、「2. 入札に参加する者に必要な資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者とは契約を締結しない。ただし、2（4）において当該入札参加資格停止の要件が軽微なもので、市長が認めた場合は除くものとする。
- (4) この工事の落札者（受注者）は落札（受注）した工事の設計業務及び監理業務の入札に参加することができない。
- (5) **この入札を失格した者は、当該入札に係る建設工事について下請負（二次請負、三次請負、その他として落札者と直接契約しない場合等も含む）をすることができない。**
また、落札予定者がこの入札を失格した者を下請予定業者として低入札価格調査報告書に記載した場合は、この落札予定者を失格とする。
- (6) この工事の落札者は、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止期間中の者を下請負（二次請負、三次請負、その他として落札者と直接契約しない場合等も含む）とすることができない。